

筑波大学GPA制度に係わる実施要項（学群）

平成24年7月17日
学群教育会議決定

改正 平成27年 3月17日
平成28年 2月16日
令和 2年10月22日
令和 7年 2月18日

（目的）

- 1 この決定は、筑波大学（以下「本学」という。）におけるグレード・ポイント・アベレージ（履修科目の成績の平均値をいう。以下「GPA」という。）を算出する制度を定めることにより、学士課程の学生の学習意欲を高めるとともに、筑波スタンダードが掲げる教育の質の保証について一層の具体化を進め、適切な修学指導に資することを目的とする。

（GP）

- 2 筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号）第35条及び筑波大学試験等実施要項（令和7年2月18日学群教育会議／大学院教育会議決定）に規定する成績の評語に対応するグレード・ポイント（各評価により与えられる数値（評価点）をいう。以下「GP」という。）は、次の表に掲げるとおりとする。

評語	GP (評価点)	評価基準	参考 (100点満点での目安)
A+	4.3	到達目標を達成し、きわめて優秀な成績をおさめている	90点以上
A	4	到達目標を達成し、優秀な成績をおさめている	80～89点
B	3	到達目標を達成している	70～79点
C	2	到達目標を最低限達成している	60～69点
D	0	到達目標を達成していない	60点未満
P	—	定められた学修水準に到達している	—
F	—	定められた学修水準に到達していない	—

（GPAの種類及び算出方法）

- 3 GPAの種類は、各学期における学修の状況及び成果を示す指標としてのGPA（以下「学期GPA」という。）並びに在学中の全期間における学修の状況及び成果を示す指標としてのGPA（以下「累積GPA」という。）とする。
- 4 学期GPA及び累積GPAの算出方法は次に掲げるとおりとし、算出された数値の小数点以下第3位の端数については切り捨てるものとする。

（1）学期GPAの算出方法

$$\text{学期GPA} = \frac{(\text{当該学期の「A+」の単位数} \times 4.3 + \text{「A」の単位数} \times 4 + \text{「B」の単位数} \times 3 + \text{「C」の単位数} \times 2)}{\text{当該学期の総履修登録単位数}}$$

(2) 累積GPAの算出方法

$$\text{累積GPA} = \frac{(\text{全期間の「A+」の単位数} \times 4.3 + \text{「A」の単位数} \times 4 + \text{「B」の単位数} \times 3 + \text{「C」の単位数} \times 2)}{\text{全期間の総履修登録単位数}}$$

(GPAの対象科目)

- 5 GPAの対象科目は、各教育組織の履修細則等に規定する卒業要件に係る授業科目とする。
- 6 前項の規定にかかわらず、次に掲げる授業科目については、学期GPA及び累積GPAの対象科目から除くものとする。
 - (1) 本学で修得した単位とみなされた授業科目
 - (2) 「P」又は「F」の評語で評価される授業科目
 - (3) 学類長からの要請を踏まえ学群長が指定する授業科目
- 7 前2項の規定にかかわらず、総合学域群にあっては、前項第1号及び第2号の授業科目以外の授業科目を対象科目とする。

(成績評価の厳格化)

- 8 学群長、総合智教育推進委員会学群共通科目部会に置かれる共通科目の専門部会の部会長等は、関係学類、関係共通科目等における成績の評価に係る分布の目標をあらかじめ定め、公表するものとする。

(成績通知及び成績証明書)

- 9 各学期の成績通知においては、学期GPA及び累積GPAを記載するものとする。
- 10 成績証明書にGPAを記載する場合は、GPAの算出方法等について併せて記載する。

(雑則)

- 11 この決定に定めるもののほか、GPAの実施に関し必要な事項は、学群教育会議の議を経て、教育を担当する副学長が別に定める。

附 記

この決定は、平成25年4月1日から実施し、平成25年度入学者から適用する。

附 記 (平27. 3. 17)

この決定は、平成27年4月1日から実施する。

附 記 (平28. 2. 16)

この決定は、平成28年4月1日から実施する。

附 記 (令2. 10. 22)

この決定は、令和3年4月1日から実施する。

附 記 (令7. 2. 18)

この決定は、令和7年4月1日から実施する。